



プロの手による
自転車の点検・整備が
受けられて安全！

TSマーク
付帯保険は所有者以外の
方も対象になります！
(家族・友人・従業員等)

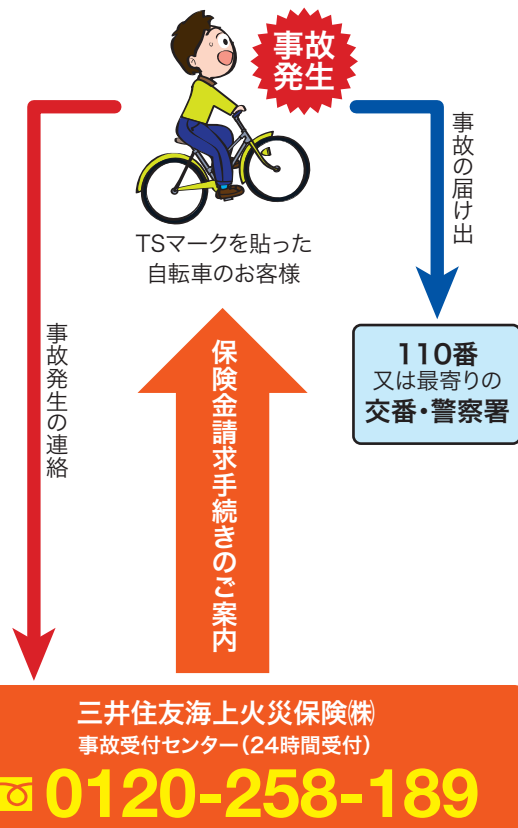


赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	●死亡 ●重度後遺障害 (1～4級) 一律 100万円 ●入院加療15日 以上の傷害 一律 10万円	●死亡 ●重度後遺障害 (1～7級) 限度額 5,000万円	●入院加療15日 以上の傷害 一律 10万円
補償の適用	【傷害補償】 TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者も含む)が事故により、事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1～4級)を被った場合及び入院加療15日以上以上の傷害を被った場合 【賠償責任補償】 TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者も含む)が第三者に死亡又は重度後遺障害(1～7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合 【被害者見舞金】 TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者も含む)が第三者に傷害を負わせ、その第三者が入院加療15日以上となった場合 注：被害者見舞金10万円は、加害者から保険金を請求してください。そのうえで、保険会社から被害者に支払います。(加害者には支払いません。)		
支払いの対象	●賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ●搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。 ●搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。 ●事故は、道路上で起きたものに限りません。		
支払いできない主な場合	【共通】 ●盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ●道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ●自転車搭乗者の故意による事故 ●地震・噴火・津波による事故 【傷害補償】 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの 【賠償責任補償・被害者見舞金】 ●同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故 ●対物損害 等 ●暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。		

※ 青色TSマーク付帯保険の補償内容は従来どおりです。

TSマーク付帯保険金の請求の流れ



事故が発生した場合は、速やかに最寄りの警察署へ届けるとともに、必ず三井住友海上火災保険(株)事故受付センターへ連絡をして下さい。

TSマークに関するご質問は、いつでもお気軽に 公益財団法人 日本交通管理技術協会

〒162-0843 東京都新宿区市谷町2丁目6番 エアマンズビル市ヶ谷
TEL. 03-3260-3621 FAX. 03-3260-3892 URL www.tmt.or.jp/

自転車安全整備店

赤色TSマーク 貼ってある？



平成26年10月1日、赤色TSマーク付帯保険が変わりました

賠償責任保険金(限度額) **2000万円** → **5000万円** **改定**
被害者見舞金(新設) **一律 10万円** **15日以上入院が対象です。**

TSマークは、自転車安全整備店で点検・整備を受けたうえで貼付できます。傷害保険の補償内容は従来どおりです。

公益財団法人 日本交通管理技術協会

毎年1回は点検・整備を受けてTSマークを更新しましょう。 TSマーク付帯保険の有効期間は1年です。

TSマーク+安全運転で安心な
自転車ライフを送りましょう。

TSマーク Q&A

Q. 「TSマーク」とは何ですか？

A. 「TSマーク」は、自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が、点検・整備した安全な「普通自転車」に貼るシールのことです。この「TSマーク」には、傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。「TSマーク」のTSとは、Traffic (交通) Safety (安全) の頭文字で、「交通安全」という意味です。

Q. 「TSマーク」を貼る料金はいくらですか？

A. 「TSマーク」を貼る料金は、自転車の点検・整備を受ける料金となります。点検・整備を受けずにTSマークだけを貼ることはできません。部品を交換した場合、部品代は別料金です。

Q. 「TSマーク付帯保険」は所有者以外の者も対象になりますか？

A. 「TSマーク付帯保険」は自転車に付帯していますので、自転車の所有者に限らず、その自転車に乗車している家族や自転車を借りた友人、自転車を譲り受けた人等も対象となります。

Q. 「TSマーク付帯保険」の賠償責任補償は、親権者や雇主にも支払われるのですか？

A. 自転車での事故の加害者が未成年者又は被雇用者であるような場合には、親権者や雇主が請求者となり、保険金が支払われます。

Q. 「TSマーク」は自転車を購入した店でなくても貼れますか？

A. 自転車安全整備店であれば、購入した店でなくても点検・整備を受けてTSマークを貼ることができます。

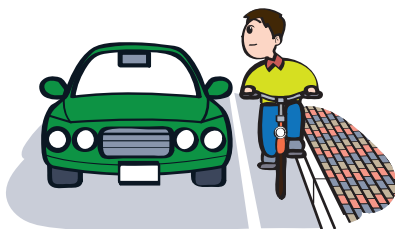


自転車安全利用五則

自転車安全利用五則とは、自転車が従うべき基本的なルールです。

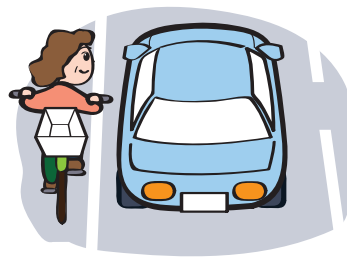
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



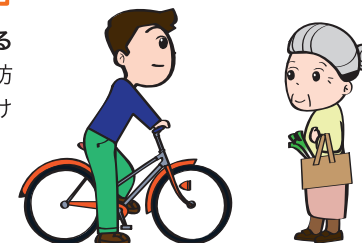
2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



4 安全ルールを守る

飲酒運転禁止



二人乗り禁止



並進禁止



夜間はライトを点灯



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

